

広島県告示第四百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十六年七月三日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年六月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四三二号	世羅郡世羅町大字西上原字隅田川一五四〇番一地从先から 世羅郡世羅町大字西上原字旗山四六五番一地从先まで	平成二十六年六月一九日